令和4年 第106回(定例)神 河 町 議 会 会 議 録(第5日)

令和4年3月24日(木曜日)

議事日程(第5号)

令和4年3月24日 午前9時開議

日程第1 第30号議案 令和4年度神河町一般会計予算

第31号議案 令和 4 年度神河町介護療育支援事業特別会計予算

第32号議案 令和 4 年度神河町国民健康保険事業特別会計予算

第33号議案 令和 4 年度神河町後期高齢者医療事業特別会計予算

第34号議案 令和 4 年度神河町介護保険事業特別会計予算

第35号議案 令和 4 年度神河町土地開発事業特別会計予算

第36号議案 令和 4 年度神河町訪問看護事業特別会計予算

第37号議案 令和 4 年度神河町産業廃棄物処理事業特別会計予算

第38号議案 令和4年度神河町寺前地区振興基金特別会計予算

第39号議案 令和4年度神河町長谷地区振興基金特別会計予算

第40号議案 令和4年度神河町水道事業会計予算

第41号議案 令和 4 年度神河町下水道事業会計予算

第42号議案 令和 4 年度公立神崎総合病院事業会計予算

日程第2 承認第3号 神河町地域防災計画の一部を改正する件

日程第3 承認第4号 神河町災害時受援計画の策定の件

日程第4 発委第2号 神河町議会委員会条例の一部を改正する条例制定の件

日程第5 各常任委員会、議会運営委員会所管事務調査の申し出について

本日の会議に付した事件

日程第1 第30号議案 令和4年度神河町一般会計予算

第31号議案 令和 4 年度神河町介護療育支援事業特別会計予算

第32号議案 令和 4 年度神河町国民健康保険事業特別会計予算

第33号議案 令和 4 年度神河町後期高齢者医療事業特別会計予算

第34号議案 令和4年度神河町介護保険事業特別会計予算

第35号議案 令和 4 年度神河町土地開発事業特別会計予算

第36号議案 令和 4 年度神河町訪問看護事業特別会計予算

第37号議案 令和 4 年度神河町産業廃棄物処理事業特別会計予算

第38号議案 令和 4 年度神河町寺前地区振興基金特別会計予算

第39号議案 令和 4 年度神河町長谷地区振興基金特別会計予算

第40号議案 令和 4 年度神河町水道事業会計予算

第42号議案 令和 4 年度公立神崎総合病院事業会計予算 日程第2 承認第3号 神河町地域防災計画の一部を改正する件 日程第3 承認第4号 神河町災害時受援計画の策定の件 日程第4 発委第2号 神河町議会委員会条例の一部を改正する条例制定の件 日程第5 各常任委員会、議会運営委員会所管事務調査の申し出について 出席議員(9名) 1番 安 部 重 助 8番藤森正晴 2番 三 谷 克 巳 10番 栗 原 廣 哉 4番 小 寺 俊 輔 11番 澤 田 俊 一 5番 吉 岡 嘉 宏 12番 廣 納 良 幸 6番 小島義次 欠席議員(なし) 員(3名) 欠 事務局出席職員職氏名 局長 ---------------- 小 林 英 和 説明のため出席した者の職氏名 町長 ………… 山 名 宗 悟 建設課長 野崎直規 副町長 ………… 前 田 義 人 地籍課長 藤田 晋 作 教育長 ------ 入 江 多喜夫 上下水道課長 …… 谷 綛 和 人 健康福祉課長 桐 月 俊 彦 総務課参事兼財政特命参事 健康福祉課参事兼保健師事業特命参事 -------------------------保 西 会計管理者兼会計課長 住民生活課長 …… 平 岡 民 雄 町参事兼病院事務長 春名常洋 住民生活課副課長兼防災特命参事 ------ 井 出 博 病院総務課長兼施設課長 地域振興課長 前 川 穂 積 ひと・まち・みらい課長 教育課長兼給食センター所長 ひと・まち・みらい課参事兼商工観光特命参事 教育課副課長兼社会教育特命参事

第41号議案 令和 4 年度神河町下水道事業会計予算

午前9時00分開議

○議長(廣納 良幸君) おはようございます。再開します。

ただいまの出席議員数は9名であります。定足数に達していますので、第106回神河町議会定例会第5日目の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

それでは、議案の審査に入ります。

日程第1 第30号議案から第42号議案

〇議長(廣納 良幸君) 日程第1、第30号議案から第42号議案、令和4年度各会計 予算を一括議題とします。

13議案の審査を付託しておりました予算特別委員会の審査報告を求めます。 澤田俊一委員長、お願いします。

○予算特別委員会委員長(澤田 俊一君) 皆さん、おはようございます。予算特別委員 会委員長の澤田です。感染症対策のアクリル板がありますので、マスクを外させていた だきます。

それでは、予算特別委員会の審査内容を報告いたします。お手元の審査報告書を御覧 ください。

まず、審査の過程であります。去る3月7日の本会議において当委員会に付託されました第30号議案、令和4年度神河町一般会計予算並びに第31号議案から第42号議案までの各特別会計・企業会計予算について、3月14日と15日の2日間、議長を除く8名の委員により審査を行いました。審査に当たっては、提案の趣旨と目的に従って適正な判断により行政成果が上がるよう、かつ町政の進展と住民の福祉の向上にどのような効果をもたらすのか、執行をどのようにすべきなのかなどの観点から慎重審議を行いました。

次に、審査の結果であります。第30号議案、令和4年度神河町一般会計予算については、質疑終結の後、藤森委員から反対討論がありました。採決の結果、賛成多数で当委員会として原案のとおり可決することに決定しました。なお、採決の後、藤森委員から、神河町議会基本条例第11条第7項の規定により、本会議においても反対の立場を取る旨の意思表示がありましたので、御理解をお願いいたします。

審査の結果に戻ります。第31号議案、令和4年度神河町介護療育支援事業特別会計予算から、第42号議案、令和4年度公立神崎総合病院事業会計予算については、いずれも質疑終結の後、討論はなく、採決の結果、全会一致で当委員会として原案のとおり可決することに決定しました。

続いて、審査内容について、審査過程における主な質疑応答の要旨を報告いたします。

なお、事業の内容そのものについて説明を求める趣旨の質問については、報告書への記載を割愛させていただきましたので、御了承ください。

それでは、まず、第30号議案、令和4年度神河町一般会計予算についてです。

まず、歳入です。固定資産税の償却資産の増額について、昨年の当初予算説明時には、令和4年4月に予定されている関西電力の発電機3号機の課税が令和5年度からという説明を受けたが、その設備投資が前倒しになったのか。また、今後の関西電力の償却資産の見込みはという問いに対して、今回の増額は、令和3年中に関電グループの配送電部分が分社化されたことによって、令和4年度に増額となった。今後の関西電力の償却資産の見込みは令和5年度から増額となるが、大臣配分となるので、金額等の詳細は分からないとのことでありました。

次に、町長の所信では、財政調整基金に頼らない予算編成との方針であったが、令和4年度の財政調整基金繰入金は対前年度8,100万円増額している。基金に頼っているのではないかとの問いに対しては、財政調整基金に頼らない収支の均衡を目標に財政運営をしている。行政需要が年度ごとに違い、令和4年度予算は大幅にアップしている。今回、約8,000万円増えた分については、令和3年度中の交付税再算定で臨時経済対策分が8,000万円ほど増額になったので、その財源も含め財政調整基金の繰入れを図った。今後は、無理がない財政運営が必要だと思っているとのことです。

次に、歳出に移ります。まず、総務費です。ふるさと納税推進事業について、ふるさと納税として神河町に入ってくる額と、逆に町内の方が他市町にふるさと納税し、出ていく額はという問いに対して、町外の方からふるさと納税していただく額は、令和3年度途中から伊藤園のお茶が返礼品になり、寄附が増え、現計予算は5,000万円である。令和4年度も同額の5,000万円を見込んでいる。また、神河町民が他市町に寄附される額は、令和2年度実績では約140件、寄附額は約1,000万円であり、税の控除額は約470万円であるとのことでありました。

次に、企業誘致について、進出してくる企業の立場を考えた対応をするための神河町の企業誘致戦略として、固定資産税の減額も一つの戦略ではあるが、それ以外にどのような戦略を持っているのか。ただ頑張っていますという説明だけでは我々が理解しにくいので、町の企業誘致の姿勢・戦略を説明してほしいとの問いに対しては、地域未来投資促進法に掲載している神河町の地域特性として、一番の特色は、きれいで豊富な水があること。この水を使ってつくり出す地場産業である農林水産物などを活用した事業展開が一番基本となること。また、播磨・但馬の国境に位置することが流通面での特色であり、京阪神から1時間半圏内で、大消費地の後背地に位置するところも町の利点であること。したがって、流通的な産業についても立地の可能性があることなどを計画に位置づけている。それを基にして、いろいろな優遇措置を設定していることを説明させていただきたいとのことでありました。

関連して、神河町に進出する企業の人間の立場で質問をするけれどもという前提で、

企業で働く人がいますかとその企業の担当者から問われたときに、どのような戦略を持っているか。峰山のスキー場においても、町内で採用ができずに非常に困っておられる。働く人をどう確保できるかが一つの課題となる。さらに、交通の便と同様に、ITの関係についても、神河町では非常に高度な技術が使えるかと聞かれたときにどう回答するのか。全ての項目を整えるのが無理であれば、それらにあまり影響のない企業を選ぶなど、戦略をしっかり説明し、頑張っていると言われたら我々も理解できるという問いに対しては、労働力不足の対策は、町としては特に持っていないのが現状である。雇用に対する助成制度は県制度に合わせている。課題については、具体的に企業と相談する中で、何とか解決方法を見いだしていきたい。

I T関係の情報通信網として、ケーブルテレビの光ファイバーを町全域に配置しているが、容量不足の指摘もあり、回線の増設が今後の検討課題である。

また、副町長からは、町内で労働力を十分に確保することは難しいので大きな企業は誘致できない。企業の相談に立ち会ったときに、他市町から労働者も連れてきていただける方法はないでしょうか、住むところは何とか考えますという話をさせていただいたこともある。これも戦略の一つと思っている。ITについても、速度は遅いが、町内どこでも光ケーブルが使える状態であることも一つの売りであると思っているとのことでありました。

ニンジンジュース工場は、常任委員会でも確認してきたが、町の一般財源は投入しないということを再度確認する。工場完成後の償還方法と償還額は。事業者から全額返していただいて、最終的には町の一般財源は投入していないことになるのか、明言していただきたいという問いに対しては、農産加工場建設の国庫補助の裏財源は、特別交付税として一定の地方財政措置がされるので、それを差し引いた残りの事業費の1割相当を事業者から返還していただく。事業供用開始後5年目から5年間、分割して全額返還していただく形で協定書等を交わす準備を進めているとのことでありました。

次に、栗賀小学校跡地整備事業について、常任委員会で説明を受けた計画では公園と図書館施設と聞いていたが、なぜ図書館が図書室に変わったのかの問いに対しては、図書館ということで検討してきたが、現在ある中央公民館と神崎公民館の図書を一括集約する施設という位置づけとした。近隣市町に図書館ができており、広域ネットワークがあるので、神河町に新たな図書館を建設するのではなく、図書室とコミュニティスペースを重視していこうと考えているとのことでありました。

関連して、過去の常任委員会の経緯から、今の答弁では疑問を感じる。町民からは、 公園や図書館の希望があったのではないかという問いに対しては、図書館と図書室の違いは、大きくは蔵書の問題、図書館司書など専門職の配置等の要件である。ランニングコストも考えると、大規模なものは無理かなと判断している。住民からの声は、静かな場所で本が読める場所が欲しいということで認識している。図書館にはこだわっていない。静かにゆっくりと座れて、ゆったりとした時間の中で本が読める場所をという希望 に応えるための施設を造るという回答でありました。

関連して、プロポーザル方式で設計委託料が6,000万円計上されているが、まず、地元や役場の若手職員がどのような施設にしたいのか意見を固めた上で、第2段階として設計業者に基本的なものをつくらせるべきで、順番が前後していないかという問いに対しては、今まで地元の検討委員会でいろんな意見をいただいており、特に役場の若手職員が事業推進に関わっている。それを形にしていくには、技術のある設計業者の力を借りるしかないと考えている。特記仕様等にも、ワークショップ等、住民を交えた意見交換、意見集約の場を十分取ることを明記しており、検討しながら進めていきたいとのことでありました。

次に、民生費であります。ファミリーサポートセンター事業について、対前年5万3,000円が減額、相談員謝礼等が計上されていない。子供を短時間見るという事業だが、需要がないのかという問いに対しては、子育てを支援していく上で重要な事業と位置づけているが、過去に実績がないので、最低限の予算措置をしている。利用希望があった場合は、しっかりと補正予算で対応していきたいとのことでありました。

次に、障害者自立支援給付事業について、対前年3,257万5,000円増額されている。対象人員の増減はあまりないにもかかわらず、大幅な増額の主な要因は何か。今後も右肩上がりで事業費が増額していくのかという問いに対して、増額の主な要因は、生活介護の部分で「ひと花」等の新設で2,000万円の増額、ショートステイ、短期入所が500万円増額、グループホーム、共同生活援助が400万円増額。就労継続支援A型、旧難波酒造の件でありますが、100万円増額、放課後等デイサービスが300万円増額等であります。また、給付単価も令和4年度は値上がりしている。今後も事業費は増額する見込みであるとの回答でありました。

次に、防犯カメラについてです。防犯カメラ設置工事について、町が設置する防犯カメラが2基、区要望が1基で、令和4年度、神河町において新たに防犯カメラ設置箇所が3か所増える。これまで神河町内には、町、区要望、県が設置した防犯カメラの設置場所はどのような基準で選定しているのかという問いに対しまして、基本的に、町の設置箇所については、県道、町道の主要な道路で、なおかつ町境を基本に設置している。防犯協会は、比較的中心部で防犯上、危険なところを中心に設置されている。集落内については、防犯上、心配なところを集落から要望をいただき、設置補助しているとのことでありました。

関連して、今回、町が設置する2か所のうち1か所は、長谷のふれあいマーケットの前という説明を受けた。そこから50メートルほどの長谷橋にも防犯カメラが設置してあると思うが、町境等という一つの基準の中で、別にもっと早くすべきところがあるのではないかと思う。神河町全体で、町の防犯カメラ設置のバランスはどうなっているのかという問いに対しましては、現在、町が9か所設置している。令和4年度は、越知地内と長谷ふれあいマーケット前の2か所を予定している。バランスの指摘があったが、

町の設置予定箇所は令和5年度で完了する。今後は、不法投棄等もあるので、要望を聞き、設置箇所を検討したいとのことでありました。

関連して、当初、町が防犯カメラを設置する基準は、隣接市町との境の監視が第一番であった。先ほどは、交通事故の観点から、加えて不法投棄の監視というような目的も出てきている。設置目的が非常に広範になってきているので、再度、防犯カメラ設置箇所の基準を見直し、進めてもらいたいという問いに対しましては、今年2月に地域安全推進協議会を開催し、各団体の意見や地域からの要望を聞いているので、危険な箇所、犯罪が起こり得る箇所などの観点を踏まえて設置を進めていきたいとのことでありました。

次に、衛生費であります。新規事業の感染対策抗原定性検査支援事業について、検査の内容はどういうものか。検査委託料が4,896万円計上されているが、1人当たりの単価と人数の見込みはという問いに対しましては、抗原検査は、鼻の奥の粘膜を採取する検査である。単価は1万7,000円、2,880人を見込んでいるとのことでありました。

関連して、人数を 2, 8 8 0 人とした理由は。住民の周知の方法はという問いに対しましては、感染に不安を持つ住民が対象で、不特定多数になると思っている。保健所経由での濃厚接触者の疑いがある方は P C R 検査が必要で除外となるが、それ以外の方で、自分が感染していたらという不安をお持ちの方も多くあるので、人数は多く見込んでいるとのことでありました。周知については、広報やケーブルテレビ等を考えているとのことです。

関連して、説明資料によると、対象者は、感染の不安がある方、副反応の懸念など、健康上の理由でワクチン接種を受けられない方、仕事などで渡航する方とある。例えば高齢者施設等の職員など、感染の不安がある方で職域で受検を希望された場合は、町民に限らず受検できるように配慮すべきではないかとの問いに対しましては、町内施設で働いておられる方については、検討させていただきたいとの回答でありました。

次に、農林水産業費であります。予算説明資料に、「特に有害鳥獣対策としては、各地域の実態と課題、問題点を調査把握するとともに」という記述がある。被害は何十年も前から出ており、既に実態や課題を把握して対策に関する予算が計上されていると思うが、今回、どのようなことを想定して対策を強化するのかとの問いに対しましては、財政担当のほうからは、有害鳥獣対策について多くの要望がある中で、抜本的な対策が持てていなかった。令和4年度に地域をくまなく回り、防護栅の工夫や困っておられること、対策の実態などを十分に調査し、今後の抜本的な改革が図れるように取り組むとのことでありました。

担当課のほうからは、今までは被害が出てから状況を調査し対応する、いわゆる後追いであったと反省している。実態調査を積極的に行い、駆除等も含め、全体として鳥獣害を減らしていきたいとのことであります。

農業経営スマート化促進機械整備事業補助金53万円が計上されている。農業経営が 非常に厳しい中で、県補助金の残額に対して町として補助するような対応ができないか という問いに対しましては、現在、県事業、町事業と切り分けて実施している。県事業 の補助残に対する随伴補助ができないか、今後の町の施政方針である農業・林業の再生 の課題として取り組みたいとの回答でありました。

次に、商工費であります。自動車借り上げ料874万4,000円については、砥峰高 原と峰山へのバス借り上げ料だと思う。一方、歳入のバスチケット売上げは、砥峰高原 が38万5,000円、峰山高原が214万円、計252万5,000円で約600万円の 赤字になっている。また、土地借り上げ料65万円には峰山高原への臨時駐車場の分が 含まれていると思うが、いつまで一般財源を投入し続けるのか。峰山高原と砥峰高原の 収益施設はバスを出すことによって収益を上げているので、施設に負担を求めるべきで はないかとの問いに対して、臨時駐車場の借り上げに加えて、仮設事務所レンタル料4 5万2,000円も計上している。令和3年度の状況として、砥峰高原直通バスは15日 間運行し、延べ1,430人が利用、スキーシャトルバスは、12月から2月の75日間 の運行実績で1万2,755人の利用があり、支出に対する利用料金収入は約30%程度 にとどまっている。砥峰高原と峰山高原は、神河町にとって一番PRすべき場所と認識 している。約600万円の赤字の実態はあるが、二次交通がない神河町では、寺前駅等 から各施設へ行くバスが必要である。峰山高原は誰でも上がってスキーが楽しめる施設 であり、町は施設事業者と同じ方向を向いて推進していく役目がある。赤字は仕方がな いと考えている。今後、それぞれの施設事業者とともに、料金の改定、事業者負担の可 能性を検討していきたいとのことでありました。

続いて、関連してですけれども、交通の安全面や利便性の面では、バスは必要不可欠なものと認識している。しかし、特定の施設への交通手段に対していつまでも町の一般財源を投入し続けることは、町内のほかの観光施設との不均衡が必ず出てくる。赤字全額とは言わないが、対象施設にも応分の負担を求める方向でぜひとも検討してほしいという問いに対しましては、今後、町と観光施設、それぞれの役割を再度見直し検討していきたいとのことでありました。

次に、土木費であります。地域住宅政策事業は、宅地開発業者に対して1区画当たり50万円の補助をする新しい施策である。造成条件が非常によいところと、進入道路や上下水関係の負担金など条件の悪いところもある。また、面積が広い造成では敷地内に道路を確保しなければならず、1区画当たりの単価が変わってくる。常任委員会では、1区画当たりの補助金の額を一律50万円ではなく、造成に要する金額に応じて補助金を段階的に設定すべきではないかと質問したが、要綱は改正されたのかとの問いに対しましては、ケース・バイ・ケースによって造成費等が変わるが、現段階では1区画当たり50万円で進めていきたいと考えている。事前に町内関係事業者や宅建協会姫路支部などにも相談し、神河町のような白地地域で特に規制もないような地域であれば、1区

画当たり幾らと決めたほうが取り組みやすいとの意見も聞いた。また、1区画50万円の補助制度を設けておられる自治体等の例も参考にし、内部のグループ会議、政策調整会議等でも十分検討してきたとのことでありました。

次に、消防費であります。防災備蓄事業は大変重要である。コロナ禍で2年ほど防災 訓練ができていないと思うが、賞味期限があるものなどは確認しているのかとの問いに 対しては、備蓄場所と備蓄品については、全て台帳で管理している。食料品などは消費 期限を確認し、更新しているとのことでありました。

食料品などは、台帳管理ではなく目視で管理するべきではないかの問いに対しては、 毎年、各防災倉庫に出向き、現場で確認をしているとのことです。

避難所となる各小学校の食料品の備蓄がアルファ化米50食と水48本と説明があったが、数量が少なくはないか。町内には4つの谷があり、そこにつながる道は1本しかない。緊急時に持っていけないことも想定し、備蓄量を増やすべきではないかとの問いに対しては、大規模な災害で避難者が多い場合は、本部倉庫にかなりの量を備蓄しているので、不足する場合は各避難所に配布する。町域全体が被災した場合は、広域的な援助、支援を受ける形になる。備蓄品が多ければ多いほどよいという考え方もあるが、消費期限もあるので、現状の備蓄数を継続して更新していきたい。今後、他市町の備蓄状況も確認し、神河町だけが特別に備蓄が少ないという状況であれば検討したいとの回答でありました。

さらに、防災備蓄品の液体ミルクは水がなくても利用できるので、赤ちゃんがおられる家庭には非常に大事なものであるが、どこに保管されているのかとの問いに対しては、神崎支庁舎の気温が上がらない暗所、暗いところですね、の倉庫に保管しているとのことであります。

次に、教育費であります。スクール・サポート・スタッフ配備事業について、今年は 1名であるが、特定の小学校に配置するのか、もしくは 3 校を掛け持ちされるのか。この事業は、先生の労力軽減を支援する目的である。今、GIGAスクール等で非常に過重な事務を行われている。地域の中に情報の分野で精通された方がおられれば、サポート事業に非常に有効ではないかと思う。県補助がなくなっても、新型コロナウイルス感染症対策やGIGAスクールも含めて均衡に運営ができるように、町単独で各小学校に 1名ずつ配置してもいいのではないかとの問いに対しましては、各学校はそれぞれ 1名の配置を望まれているが、令和 4 年度は寺前小学校のみに配置する予定である。

県の行革で県補助がなくなるとの情報もあったが、現在のところは継続している。学校や教育委員会からの要望もあるので、補助があるないという視点ではなく、財源を措置して補正での対応も考えたいとのことでありました。

次に、総括質疑であります。予算概要説明書の新型コロナウイルス感染症対応地方創 生臨時交付金事業の各事業について、例えば行政手続オンライン化システム改修事業な ど、コロナ感染症対策にあまり関係のない事業に臨時交付金が財源として使われている。 この交付金は、コロナ禍で非常に困られている住民の皆様を支援する施策や、今後の感染拡大防止のために使うのが本来の使い道ではないか。財政が逼迫する中で、行政として都合がよい使い道になっていないか。安全安心に暮らしていただけるように住民に還元する方法は出なかったのかとの問いに対しましては、新型コロナウイルス感染症が拡大した1年目については、感染症の終息に重点を置いた事業に充当した。令和3年度と令和4年度は、感染症の終息以降の新たな生活様式に対応する業務の事業化を考えている。国からは地方創生臨時交付金として、コロナ禍を克服しながら、新たに地方創生にもつながっていく視点を持って事業化するように示されている。交付金が有効に活用できたか、対策自体の検証も含めて十分に説明責任を果たしたいとのことでありました。

関連して、実際に新型コロナウイルス感染症に罹患され、回復されたものの後遺症に苦しまれ、何か月も仕事に支障が出ている方も多くおられると思う。臨時交付金を財源として、国の支援では手が届かないところに、神河町として少しでも支援できる施策を打ち出せるよう、ぜひとも検討いただきたいとの問いに対しましては、臨時交付金の趣旨は、国の支援策で救われない部分について、地域の自治体の実情に応じて事業化することである。改めて、コロナ禍の中で救済の手が届いていないところを十分に考えて対応したいとのことでありました。

次に、スポーツ・文化競技大会出場激励金は児童・生徒の頑張りに対するものであるが、指導者や先生方も評価し顕彰すべきではないかの問いに対しましては、町制10周年等の記念行事等で表彰をさせていただいていたが、今後は1年ごとに活躍された児童・生徒と併せて、指導者の方々への感謝を示す必要があると考えている。予算化はできていないが、顕彰も含め検討したいとのことでありました。

1日目の最後に、委員会を中断し、委員間討議を行いました。いろいろな意見が出てきました。その後に委員会を再開しまして、次のような意見が出ました。当委員会の質疑において、各委員の質問と管理職員の答弁がかみ合わないことが度々あったということで、複数の委員から、いわゆる苦言がありました。

常任委員会のときと同じ質問を同じ議員がしているにもかかわらず、当委員会でも同 じ答弁をしている。常任委員会で指摘されたことは反省し、本会議や当委員会の場では しっかりと答弁してほしい。

また、議員は自分が経験したこと、見たこと、また住民の皆さんから聞いたことを基に質問をしている。質問を受けた職員が実態を把握していれば、もっと的確な答弁ができるのではないか。神河町は非常に広く、地域によって実態は違う。地域の実態を全て把握し、全て行政に反映するのが公正・均衡ある執行と考えるがとの意見、苦言がございました。

それに対しまして、副町長から、指摘されたことを深く受け止める。常任委員会で指摘されたことについては、改めて整理し、資料の準備をすることが必要である。

山名町長の方針として、地域に飛び出す公務員ということを常々話をさせていただい

ている。地域とともに仕事をすることが基本であるという精神は変わっていない。地域に目を向けるという意識をより強く持ち、役場内で情報を共有して町内全体の実態を捉える努力をしていくとのことでありました。

次に、2日目の総括質疑の続きであります。山名町長は、4期目の重責を担われて初 めての予算編成に当たり、選挙公約に掲げ、町民の方が期待されている農林業の再生が 令和4年度予算では見えてこない。50年後のビジョンを描く神河将来ビジョンの予算 は別に計上されているが、農林水産業の施策は前年と大きく変わっていないように感じ る。地域振興課を農林政策課と課名変更までされた町長の意気込みが反映されていない のではないかとの問いに対しましては、農林水産業費の、特に林業の再生に向けて予算 的に大規模に増額したということではないが、同程度の予算はしっかり確保した中で進 めなければいけない。一番重要なのは、人口減少と併せて、神河町の持続可能なまちづ くりをどのようにつくり上げていくのかを考えたときに、新年度に策定する神河将来ビ ジョンにおいて、神河町の30年後、50年後の青写真をしっかりと描かなければなら ないと思っている。川の源流域である神河町が元気でなければ、川下の繁栄もないと思 っている。自然環境、気候変動と非常に状況が悪く、カーボンニュートラル、脱炭素社 会と併せたまちづくりを行う。以前は人里に出てこなかった鹿やイノシシが出てこなけ ればならない状況になってしまったことが現在の山の環境である。餌場も確保していく ことも含め、山の再生も盛り込んだシナリオ、ストーリーを描いていかなければならな い。課名を変更して、農林中心のまちづくりを強化するという意味においては、令和5 年度につながるための令和4年度にしていきたいとのことでありました。

関連して、中長期的なビジョンは大事である。神河町を維持していくためにはどうすればよいのか、机上の理論、コンサルに委託するだけではなく、本当に神河町が困っていること、これから必要なことが盛り込まれたビジョンを策定していただきたい。町長の任期4年間でスピード感を持って農林業の再生に取り組み、住民の皆様の期待に応えていただきたいという問いに対しましては、4年間でしっかりと結果を出していく覚悟である。ビジョンを策定する上においても、町民の皆様とともに、一つの覚悟を持ってつくり上げていきたいとの決意が町長から述べられました。

神河将来ビジョンの策定事業について、1,128万5,000円の予算が計上され、そのうち825万円はコンサル委託料である。コンサル業者を頼りにするのではなく、まず役場職員が、現在の課題、そして将来に向けた見通しをどのように考えているのか、その整理から始めてほしい。

朝来市が次期長期総合計画を策定されたが、コンサルを入れずに、住民とのワークショップをたび重ねて、職員だけでつくられている。町の課題を一番把握しておられるのは職員だと思う。職員が、今の自分の職務の範疇だけではなく、町全体のことを考えて議論することが一番大事だと思う。議論したことを町民の皆さんにどうですかと返していくのが朝来市の手法である。まず職員が知恵を出していくという姿勢を出してほしい

との問いに対しましては、神河将来ビジョン策定事業の庁内職員の体制は、既に指示を 出している。キーワードは、比較的若い職員の意見を聞くということ、女子職員を半分 は入れて聞くことで、できるだけ若手を招集したチームをつくっていって意見交換をし ていく。その中で、何か新しい切り口を見つけていくという作業を、住民の方の意見を 聞くことと併せて進められないかと思っている。新年度早々に活動を始めていきたいと 思っている。進め方については、担当常任委員会で説明をさせていただくとのことであ りました。

関連して、住民の意見を聞くことということについて、旧粟賀小学校の跡地活用、ニンジンジュース工場、デマンドバス運行についても、当然課内の会議が重要であるが、住民の考え方、意見が根本になると思う。住民の本当の意見が届いていないのではないかと感じている。施策を決定する前に、住民からいろんな意見を聞いてほしいとの問いに対しまして、旧粟賀小学校跡地、ニンジン工場、デマンドバス運行は、全て重要な事業である。地域住民の皆さんと密接に関わっている部分で住民の意見を聞くということはやってきたつもりではあるが、もう少し意見を聞く場を持てたらよかったかなと反省すべき点がある。令和4年度の取組としては、各担当課長、担当者も含めて、年間の取組スケジュールを決めて、どの段階でどのように住民に返していくのか計画の中に入れて取り組んでいきたいとのことでありました。

これで質疑を終結しまして、その後の討論ですけども、冒頭にも申し上げましたように、藤森委員から反対討論がありました。その要旨は報告書の記載のとおりですので、御覧をいただきたいと思います。

以上で一般会計を終わります。

第31号議案から第33号議案までの会計については、質疑等はございませんでした。 第34号議案、令和4年度神河町介護保険事業特別会計予算についての質疑でありま す。

新規事業の介護予防事業評価事業は、評価結果を公表することで事業への参加を促すことが必要だが、評価する項目はとの問いに対しましては、評価項目の一例として、体操教室に参加された方の健康度、効果としてどれだけの医療費が削減されているか、介護予防にどのようにつながっているのかを評価することで、将来に向けて健康づくりに励んでいただけるように活用していきたいとのことでありました。

在宅介護の課題として、最期のみとりをどうするのかという不安がある。町としての検討状況はとの問いに対しましては、神河町の在宅医療・介護連携部会において、町内の開業医、神崎総合病院の先生、介護施設、薬剤師会、歯科衛生士会などの方々がチームとなり、みとりについても検討している。家族の方々の不安、医療機関や介護施設等の応援など、調査したものを取りまとめている。関係者が連携して、在宅でみとるための冊子を令和4年度に住民の皆様に提示できる予定であるとのことであります。

地域でリーダーとなる方が非常に少ない状況の中で、設置が進んでいない生活支援協

議体の今後の体制づくりは。また、新たに取り組む地域自治協議会との関係はの問いに対しましては、生活支援協議体は、現在 40 集落中 14 集落、3 割弱しか設置されていない。新たな組織をつくる人材不足も課題である。今後、ブロックごとの地域自治協議会の中に防災や福祉などの部会を設け、生活支援協議体の役割を担っていただくことも協議したい。今年 6 月に住民の方々を対象に、先行事例の紹介も含め講師を招き、生活支援協議体の必要性についてお話をいただくフォーラムを開催するとのことでありました。

次に、第35号議案、令和4年度神河町土地開発事業特別会計予算の質疑であります。 宅地開発事業で、新たな分譲地、民間事業者による開発を進めるとのことだが、具体 的な候補地や見込みはとの問いに対しましては、候補地を町でも検討している。民間事 業者からの提案もあるが、様々な制約もあり実現に至っていない。財政面からも、町と して開発に係る予算は計上できない。民間活力を投入できる環境をつくる必要があり、 宅地開発支援事業補助金制度を創設したとのことでありました。

第36号議案、令和4年度神河町訪問看護事業特別会計予算の質疑であります。

職員数について、令和3年度当初の20名と比較して、令和4年度は、事務職員1名と言語聴覚士1名が減って18名となっている。事業費収入は昨年とほぼ同額であり、サービス量も変わらないと思う。職員1人当たりの負担の増を懸念するが、状況はどうかとの問いに対しましては、令和3年度当初、病院側の体制強化の一因もあり、2名の職員が病院へ異動した。昨年4月から18名体制でスタートしているが、大きな問題はなく運営できたとのことです。平成6年当時、神崎郡5町を圏域として訪問看護事業を始めたが、姫路市、郡内にも訪問看護事業所が開設される中で、姫路市香寺町の方の新規受入れはしない方向性を出し、現在は近場で訪問回数を増やして収入アップにつなげる取組をしているとのことでありました。

第37号議案、第38号議案、第39号議案については質疑がありませんでした。

第40号議案については質疑が1件ございましたが、説明は省略させていただきます。 申し訳ございません。

第41号議案についても、質疑はありませんでした。

最後に、第42号議案、令和4年度公立神崎総合病院事業会計予算についてであります。

質疑に入る前に、先般行われました公立神崎総合病院の機能等に係る住民アンケート 調査結果の要点について、春名町参事兼事務長から説明を受けました。あくまで春名事 務長の個人的なまとめということでお聞きいただきたいと思います。

まず、分析ですけれども、神河町住民における当院選択の理由は、入院・外来医療ともに利便性重視の傾向が強いということ。待ち時間が長いことに不満を抱き、当院を利用されないという傾向も顕著であるということ。入院、特に手術を要するものは姫路市内の医療機関を目指して、郡内の医療機関からでも、恐らく多くは紹介によって姫路市

内へ受療されているということ。住民が姫路市内の医療機関を目指す理由は、利便性の 高いはずの当院よりも、スタッフの腕と対応のよさを重視することと思われる。

分析による検討課題として、姫路市内の医療機関群と急性期で勝負するのか、連携するのか。住民が求める高齢者医療、療養型医療や地域医療に活路を見いだすのか。

そして、まとめとして、当院は、公立病院としてこの地に医療を提供し続けるための 岐路に立たされているということが言え、今回の調査により、これまで曖昧であった岐 路がより明確になったと考えている。どの道を選択するのかは一朝一夕に判断できるも のではないが、どの道を選ぼうとも確実に言えることは、地域で孤立しスタッフの対応 に不満を残すままではこの先が危ぶまれるため、これらの対策が必要である。

当院は、住民には必要とされているが、病院運営や診療内容に決して満足しているわけではない。住民の声を真摯に受け止め、公立病院として住民が納得する運営を目指し、運営するべきであるとの発言がございました。

その後の質疑でありますが、現状で総合病院として運営するには、医師の確保も大変である。もう少し診療科目を減らし、スリム化して、住民が望んでいる24時間対応できる緊急医療の提供が必要である。内科、外科、整形外科など、命を守るところに重点を置いて、必要に応じて次の病院に送ってもらえる病院になればいいと思うがとの問い対しましては、今後の方向については、診療科の体制、スタッフの配分や配置についても慎重に考えなければならない。アンケート調査で明らかになったことは、姫路の医療機関との役割分担ではないかと思う。その先に診療科の検討がある。専門医療も大事であるが、地域医療、専門医療への橋渡しの機能もある。根本的な部分では、ホスピタリティーが大切な目指すべき方向かと考えているとのことでありました。

今まで改革の中でも、職員の意識改革が不可欠との結果も出ていたと思うが、今回のアンケートの結果を職員の意識改革等にどのように活用されるのか。病院は看護師などの交代勤務があり、全職員を一堂に集めて説明し、共通の理解の中での意識改革を行うには非常に苦労されると思うが、どのように取り組まれるのかとの問いに対しましては、アンケートでいただいた意見については、町の病院経営改善対策本部会議や院内の公式会議の場で意見交換した上で、対策を講じていくことが基本だと考えている。また、今年2月から、病院の幹部職員だけでなく、一般職員も含めた有志約20名で経営座談会を立ち上げ、毎週継続して1時間程度、事務長からの問題提起に対してストレートな意見交換も行っている。その内容が各職場に伝わることも期待しているとのことでありました。

次の質問として、病院事業収益に対する人件費比率は依然 9 0 %を超えており、非常に高い。いろいろな改革の中でも、人件費の部分に手をつけないと経営改善はできないと思うがの問いに対しましては、人件費が増嵩しているところは確かであるけれども、抑制するというのはなかなか困難であり、即効性がないと考えている。収益を増やす方向で考えており、人件費の増嵩を抑えなければいけないので、安易な職員採用には常に

注意を払っているとのことでありました。

以上が各会計の質疑の主な内容であります。

委員会として、審議中に出された質疑や意見について真摯に受け止めていただき、事務事業の計画的かつ着実な実施と、予算の適正な執行に努めていただくようにお願いいたしました。

なお、議案審査の記録は事務局に保管してありますので、御覧いただきたいと思います。

以上で予算特別委員会の審査報告を終わります。

○議長(廣納 良幸君) 報告が終わりました。

委員長報告に対する質疑に入ります。質疑のある方。

[質疑なし]

○議長(廣納 良幸君) ないようでございます。質疑を終結します。御苦労さまでした。 これより議案ごとに討論、採決に入ります。

まず、第30号議案、令和4年度神河町一般会計予算に対する討論に入ります。まず、反対討論ございませんか。

藤森正晴議員。

○議員(8番 藤森 正晴君) 8番、藤森です。第30号議案の反対討論をいたします。 本年度予算、歳入に見合った歳出、いわゆる身の丈の予算であります。50年後の神 河将来ビジョンに見えてくるのは大きな人口減少であります。2060年、5,463人 の人口目標と明記されておりますが、こんな目標を立ててもらっては困ります。

その対策として、若者、住民定住に欠かせないのが企業誘致であります。本年度もその予算がありません。土地利用計画の用地を整備し、受入れ体制をなぜつくらないのですか。企業誘致に若者の職員を配置し、営業活動をすべきであると思います。ひょうご・神戸投資サポートセンターの情報待ちでは先が見えてきません。年々同じことであります。人口減少は進み、若者は離れるばかりであります。

成人式の若者の声の中に、郷土を思い、恩返ししたい、貢献したいとの思いであります。これは若者たちが、神河町が好きなんです、住んでみたいのですというメッセージなんです。応えなければいけないと思います。若き優秀職員に託し、企業誘致に営業の予算を持つべきであります。

次に、最重要施策の旧粟賀小学校跡地活用の公園・図書コミュニティ事業であります。神河町を左右し、若者、住民定住に欠かせない大事業であります。プロポーザル方式、また町民の方からは、分からん横文字を使ってとお叱りを受けるかも分かりませんが、これは専門家のアドバイスを得ながら企画設計をとの思いであります。その予算が6,00万円。最近の事業は専門家に頼り過ぎです。この事業こそ、若き職員の発想力、知恵と能力を出し合い、神河未来づくりプロジェクトチームを立ち上げ、自慢と誇りのある施設にしてほしい。経費の削減はもとより、達成感、信頼感も深まり、行政への意欲

も湧き、住民サービスの向上につながる役場に変わるのではないでしょうか。また、神 河町の将来も少しは見えてくると思います。

以上が反対討論であります。

○議長(廣納 良幸君) 次に、賛成討論ございませんか。

[賛成討論なし]

○議長(廣納 良幸君) 反対討論ございませんか。

[反対討論なし]

○議長(廣納 良幸君) ないようでございます。討論を終結します。

これより第30号議案を採決します。本案に対する委員長報告は、原案可決であります。本案については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長(廣納 良幸君) 起立多数であります。よって、第30号議案は、原案のとおり 可決しました。

次に、第31号議案、令和4年度神河町介護療育支援事業特別会計予算に対する討論 に入ります。討論ございませんか。

[討論なし]

○議長(廣納 良幸君) ないようでございます。討論を終結します。

これより第31号議案を採決します。本案に対する委員長報告は、原案可決であります。本案については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[替成者起立]

○議長(廣納 良幸君) 起立全員であります。よって、第31号議案は、原案のとおり 可決しました。

次に、第32号議案、令和4年度神河町国民健康保険事業特別会計予算に対する討論 に入ります。討論ございませんか。

[討論なし]

○議長(廣納 良幸君) ないようでございます。討論を終結します。

これより第32号議案を採決します。本案に対する委員長報告は、原案可決であります。本案については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[替成者起立]

〇議長(廣納 良幸君) 起立全員であります。よって、第32号議案は、原案のとおり 可決しました。

次に、第33号議案、令和4年度神河町後期高齢者医療事業特別会計予算に対する討論に入ります。討論ございませんか。

[討論なし]

○議長(廣納 良幸君) ないようでございます。討論を終結します。

これより第33号議案を採決します。本案に対する委員長報告は、原案可決でありま

す。本案については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

〇議長(廣納 良幸君) 起立全員であります。よって、第33号議案は、原案のとおり 可決しました。

次に、第34号議案、令和4年度神河町介護保険事業特別会計予算に対する討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長(廣納 良幸君) ないようでございます。討論を終結します。

これより第34号議案を採決します。本案に対する委員長報告は、原案可決であります。本案については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

〇議長(廣納 良幸君) 起立全員であります。よって、第34号議案は、原案のとおり 可決しました。

次に、第35号議案、令和4年度神河町土地開発事業特別会計予算に対する討論に入ります。討論ございませんか。

[討論なし]

○議長(廣納 良幸君) ないようでございます。討論を終結します。

これより第35号議案を採決します。本案に対する委員長報告は、原案可決であります。本案については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[替成者起立]

○議長(廣納 良幸君) 起立全員であります。よって、第35号議案は、原案のとおり 可決しました。

次に、第36号議案、令和4年度神河町訪問看護事業特別会計予算に対する討論に入ります。討論ございませんか。

[討論なし]

○議長(廣納 良幸君) ないようでございます。討論を終結します。

これより第36号議案を採決します。本案に対する委員長報告は、原案可決であります。本案については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[替成者起立]

〇議長(廣納 良幸君) 起立全員であります。よって、第36号議案は、原案のとおり 可決しました。

次に、第37号議案、令和4年度神河町産業廃棄物処理事業特別会計予算に対する討論に入ります。討論ございませんか。

[討論なし]

○議長(廣納 良幸君) ないようでございます。討論を終結します。

これより第37号議案を採決します。本案に対する委員長報告は、原案可決でありま

す。本案については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

〇議長(廣納 良幸君) 起立全員であります。よって、第37号議案は、原案のとおり 可決しました。

次に、第38号議案、令和4年度神河町寺前地区振興基金特別会計予算に対する討論 に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長(廣納 良幸君) ないようです。討論を終結します。

これより第38号議案を採決します。本案に対する委員長報告は、原案可決であります。本案については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

〇議長(廣納 良幸君) 起立全員であります。よって、第38号議案は、原案のとおり 可決しました。

次に、第39号議案、令和4年度神河町長谷地区振興基金特別会計予算に対する討論 に入ります。討論ございませんか。

[討論なし]

○議長(廣納 良幸君) ないようでございます。討論を終結します。

これより第39号議案を採決します。本案に対する委員長報告は、原案可決であります。本案については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[替成者起立]

○議長(廣納 良幸君) 起立全員であります。よって、第39号議案は、原案のとおり 可決しました。

次に、第40号議案、令和4年度神河町水道事業会計予算に対する討論に入ります。 討論ございませんか。

「討論なし〕

○議長(廣納 良幸君) ないようでございます。討論を終結します。

これより第40号議案を採決します。本案に対する委員長報告は、原案可決であります。本案については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[替成者起立]

○議長(廣納 良幸君) 起立全員であります。よって、第40号議案は、原案のとおり 可決しました。

次に、第41号議案、令和4年度神河町下水道事業会計予算に対する討論に入ります。 討論ございませんか。

[討論なし]

○議長(廣納 良幸君) ないようでございます。討論を終結します。

これより第41号議案を採決します。本案に対する委員長報告は、原案可決でありま

す。本案については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。 「替成者起立〕

○議長(廣納 良幸君) 起立全員であります。よって、第41号議案は、原案のとおり 可決しました。

次に、第42号議案、令和4年度公立神崎総合病院事業会計予算に対する討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長(廣納 良幸君) ないようでございます。討論を終結します。

これより第42号議案を採決します。本案に対する委員長報告は、原案可決であります。本案については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長(廣納 良幸君) 起立全員であります。よって、第42号議案は、原案のとおり 可決しました。

ここで暫時休憩をいたします。再開を10時25分といたします。

午前10時07分休憩

午前10時25分再開

○議長(廣納 良幸君) 再開します。

日程第2 承認第3号

〇議長(廣納 良幸君) 日程第2、承認第3号、神河町地域防災計画の一部を改正する 件を議題とします。

承認第3号に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

〇町長(山名 宗悟君) 承認第3号の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。 本承認議案は、神河町地域防災計画の一部を改正する件でございます。本計画は、災 害対策基本法第42条第1項に定める市町村地域防災計画として策定し、同条の規定に より神河町防災会議において改正したものでございます。

改正の理由は、災害対策基本法の改正に伴い、国の防災基本計画及び兵庫県地域防災計画の一部が改正されたこと、また、水防法、土砂災害防止法の一部改正、兵庫県作成の新型コロナウイルス感染症に対応した避難所運営ガイドラインに基づき、新型コロナウイルス感染症に対応した避難対策等について本計画の一部を改正いたしたく、神河町議会基本条例第14条の規定に基づき、議会の承認を求めるものでございます。

なお、本計画の一部改正につきましては、神河町防災会議委員の皆様に書面決議により御承認いただいたものでございます。

以上が提案の理由並びに内容でございます。

詳細につきましては、住民生活課防災特命参事から御説明いたしますので、よろしく 御審議をお願いいたします。

○議長(廣納 良幸君) 詳細説明を求めます。

井出住民生活課防災特命参事。

○住民生活課副課長兼防災特命参事(井出 博君) 住民生活課、井出でございます。 それでは、承認第3号の詳細説明をいたします。

ページ数の関係もございますので、タブレットで概要版を御覧いただきまして、新旧対照表はペーパーのページ番号を申し上げますので、そちらを御覧いただき、改正の主な部分について御説明いたします。

それでは、タブレットの71ページ、神河町地域防災計画改正案の概要を御覧ください。2、主な修正内容について、順番に御説明いたします。

まず、1つ目の(1)広域避難に向けた体制整備ですが、これは災害対策基本法の改正に基づくものでして、災害時における自治体間での相互協力体制の整備と、広域避難が必要な場合の避難者受入れについての協議、また、応援協定の締結により、広域避難に向けた関係者間での協力体制の構築などの内容を追加するものでございます。新旧対照表では、ペーパーの1ページから4ページと、51ページから52ページの部分となります。

次に、(2)福祉避難所の充実に関する改正でございます。高齢者、障害者等の要援護者が避難できるように、福祉避難所として指定避難所を指定し、必要な避難先を適切に確保すること。受入れを想定していない避難者が避難してくることがないよう、必要に応じて受入れ対象者を特定して公示すること。また、個別避難計画等を作成し、要援護者が福祉避難所へ直接避難するための体制を整備することなどを追加するものでございます。新旧対照表では、4ページから5ページの部分となります。

次に、(3)新型コロナウイルス感染症に対応した避難対策の充実でございます。1つ目は、ガイドラインに基づく避難所対策の推進として、兵庫県の新型コロナウイルス感染症に対応した避難所運営ガイドラインに基づき、新型コロナウイルス感染対策マニュアルの作成と、感染症に留意した避難所運営に関するものでございます。2つ目は、感染症禍における適切な避難行動の推進として、ガイドラインに基づき、分散避難や垂直避難などの避難方法の住民への事前周知、また、発熱症状など、状態に応じた避難先を掲示すること。3つ目は、マスクや消毒などの必要な衛生物資の備蓄でございます。これらにつきましては、新旧対照表の1ページ、そして5ページから8ページ、11ページ、50ページから51ページの部分となります。

次に、(4)被災者への物資支援体制の強化でございます。これは国の防災基本計画の改正によるものでして、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、国からのプッシュ型支援を速やかに行うなど、備蓄物資の供給体制を確立するというものでございます。なお、物資調達・輸送調整等支援システムですが、これは国と地方公共団体間で物資調

達等に必要な情報を共有し、迅速かつ円滑に物資支援を被災者に届けるためのシステムでございます。新旧対照表では、6ページから7ページとなります。

次に、(5)避難行動要支援者の避難支援でございます。災害対策基本法の改正により、個別避難計画の作成が努力義務化されたことを踏まえ、避難行動要支援者名簿を基に、避難行動要支援者の個別避難計画を作成すること。また、各自治会で作成する地区防災計画との一体的運用が図られるよう、訓練等を実施するというものでございます。新旧対照表では、10ページと14ページとなります。

次に、(6)要援護者利用施設に係る避難確保計画の作成等でございます。これは水防法、土砂災害防止法が改正されまして、浸水想定区域及び土砂災害警戒区域内に位置し、地域防災計画に定められている社会福祉施設、病院、学校等の要援護者利用施設の所有者及び管理者は避難確保計画を作成すること。また、計画に基づき、避難訓練を実施することなどが義務づけられました。また、避難確保計画を作成していない施設に対しては、町は関係部局と連携して、作成の指示、支援を行います。新旧対照表では、11ページから12ページとなります。

次に、(7)関西電力株式会社及び関西電力送配電株式会社における災害予防・応援体制の充実に関する改正ですが、これは関西電力株式会社の防災業務計画の修正と送配電部門の分社化による体制の見直しなどによるものでして、特に、①の関係機関との相互連携協力体制の構築に関する部分、また、②の復旧用資機材等の確保及び整備にございますへリコプター等の輸送力や復旧用資機材の仮置場の確保、その他として、非常災害対策本部の設置基準や設備等の応急工事に関する内容についての追加でございます。新旧対照表では、20ページから23ページと、55ページから63ページの部分となります。

次に、(8) 5 段階の警戒レベルの導入及び避難指示の一本化等でございます。平成 3 0 年の 7 月豪雨などの災害では、避難情報の内容が分かりにくく、逃げ遅れにより多くの貴い命が奪われたことなどから、①にございますように、災害対策基本法の改正により、気象庁が発表する気象情報や危険度に応じて発令される警戒レベルについて、これまでレベル 3、レベル 4 にそれぞれ 2 段階あったものが、シンプルに分かりやすい 5 段階の警戒レベルとなりまして、②にございますように、避難勧告と避難指示(緊急)が避難指示に一本化され、さらに警戒レベル 5 では緊急安全確保の発令が追加、また、警戒レベル 3 では、これまでの避難準備・高齢者等避難開始から、早期に避難を促すターゲットを明確にするため、高齢者等避難の発令に見直しがされました。新旧対照表では、 3 5 ページから 3 6 ページと、 4 2 ページから 4 6 ページでございます。

次に、(9)応急対策職員派遣制度による応援職員の派遣でございます。これは防災基本計画の改正によるものでして、県及び町は、総務省の応援職員確保システムに事前に登録した職員を、災害が発生した被災市区町村に対し、災害のフェーズに応じた対応の在り方に関する知見、災害対策の推進体制の整備や進捗把握などの管理マネジメントを行

う災害マネジメント統括支援員、それを補佐する災害マネジメント支援員として派遣するというものでございます。新旧対照表では、40ページにございます。

次に、(II)女性の視点を踏まえた防災対策の強化でございます。災害時の避難所生活におきましては、女性や子供などに対する性暴力やドメスティックバイオレンスなどの二次被害が発生することがないように、平時から意識啓発や備蓄品の調達など、女性や子育で家庭への配慮に努め、さらに避難所運営に当たっては、男女ペアによる巡回警備など、男女それぞれのニーズの違いなど、双方の視点に配慮するというものでございます。新旧対照表では、49ページから51ページとなります。

その他、概要版には記載しておりませんけれども、河川量水標の新設、また、河川監視カメラを新たに導入しておりますので、該当部分について追加をしております。新旧対照表では、16ページから18ページでございます。

なお、本定例会提案の神河町課設置条例の一部を改正する条例制定の件で御承認いただきました課名の変更もございますので、上位法の改正なども含め、修正が必要な箇所が出てまいりましたら、その都度見直しを行うことといたします。

以上で神河町地域防災計画の一部改正についての詳細説明とさせていただきます。御 審議のほどよろしくお願いいたします。

- ○議長(廣納 良幸君) 提案説明が終わりました。 承認第3号に対する質疑に入ります。質疑のある方。 栗原議員。
- ○議員(10番 栗原 廣哉君) 10番、栗原です。まず、4ページの医療拠点の整備のところで、神崎総合病院の代替場所として、これ表現がどうかなと思うんですが、風水害の場合、公立神崎総合病院2階以上となっとんですが、代替として同じ病院の2階やったら、1階が水害に遭った場合、機能が不能になった場合という、何か条件的なもんが必要じゃないかと思うんですが、どうですか。
- 〇議長(廣納 良幸君) 井出住民生活課防災特命参事。
- ○住民生活課副課長兼防災特命参事(井出 博君) 住民生活課、井出でございます。 ここに風水害の部分で、公立神崎総合病院2階以上という形で記載がされているという ことでございます。公立神崎総合病院につきましては土砂災害の警戒区域ではございま せんので、基本的には浸水想定区域という部分で、浸水等が発生した場合には2階とい うところで、そこを代替の施設といいますか、医療拠点として明示しているというとこ ろでございます。以上です。
- ○議長(廣納 良幸君) 栗原議員。
- ○議員(10番 栗原 廣哉君) いや、それは分かっとんですが、そういう内容が全然記載がなくて、単に2階となっとるんで、その辺の表現的なとこをちょっと気になったんですけど。
- 〇議長(廣納 良幸君) 井出住民生活課防災特命参事。

- ○住民生活課副課長兼防災特命参事(井出 博君) 住民生活課、井出でございます。 おっしゃられるとおり、ここに記載されているだけを見ましたら、風水害で公立神崎総合病院の2階以上としか明記されてございません。地域防災計画に関しては、地震と風水害と大きく2つに分けて記載がしてございます。そういった部分での災害種別というところでございますけれども、そこら辺りの詳細部分は記載されていないというような御指摘はおっしゃられるとおりかというふうに思いますので、その辺りも分かりやすく、もう少し追記できるようであれば、検討していきたいというふうに思います。よろしくお願いいたします。
- ○議長(廣納 良幸君) 栗原議員。
- ○議員(10番 栗原 廣哉君) 分かりました。それは書き方のとこやと思うんで。

もう1点、今回の一部改正ではないんですが、525ページ以降に書いてあります備蓄状況の一覧の中ですね。私、この書類見てまして、これおかしいんじゃないか、足らないもんがあるんじゃないか、もっと必要なもんがあるんじゃないかと思うんですが、それが何か分かりますか。私、兵庫県の阪神大震災も現場行きました。一番最初に被災された方が求められるのは、まず水なんです。次に何かというと、まず食料なんです。今のロシアの、ウクライナの関係でも、見てたら必ず必要なもんっていうのがあるんですね。安価で、しかし、これは置いとかなあかんというもん。それが抜けてるんですが、それ、防災のほう分かりますか。(発言する者あり)

- ○議長(廣納 良幸君) 3回目ですが、栗原議員、追加でお願いします。
- ○議員(10番 栗原 廣哉君) すみません。これ実は、使い捨て懐炉なんですよ。どうしても寒いとき、これ辛抱できないんですよ、人間ね。その使い捨て懐炉というのが備蓄品には一切入ってないんですね。これはもうぜひとも検討してもらいたいと思いますんで、そこはよろしくお願いします。
- ○議長(廣納 良幸君) 井出住民生活課防災特命参事。
- ○住民生活課副課長兼防災特命参事(井出 博君) 住民生活課、井出でございます。 おっしゃられるとおり、そういった、それぞれの避難所におきましては、暖房器具等は 用意という形でなっているかなとは思うんですけれども、それぞれの避難者に対して、 そういった使い捨て懐炉であるとか、状況によってはそういうことも必要になってくる かなというふうに思いますので、ここに記載されていない部分で必要なものにつきまし ては、検討しまして備蓄のほうを進めてまいりたいと思います。よろしくお願いいたし ます。
- ○議長(廣納 良幸君) ほかにございませんか。三谷議員。
- ○議員(2番 三谷 克巳君) 2番、三谷でございます。これも1点、教えてもらいたいと思います。概要ですね、先ほど説明いただきました概要の(2)番ですね。この中で、福祉避難所の充実ということで、この福祉避難所を今回充実するように改正がされると

思うんですが、基本的な避難対策としましては、指定の緊急避難場所、それから指定避難所、それからこの福祉避難所ですか、大きく分けますとね、このような指定いうんですか、場所が設置されると思うんですが、まず初歩的な質問ですが、神河町の今3つの現状を教えてほしいんです。

- 〇議長(廣納 良幸君) 井出住民生活課防災特命参事。
- ○住民生活課副課長兼防災特命参事(井出 博君) 住民生活課、井出でございます。 まず、指定避難所につきましては神河町で11か所ございまして、これにつきましても 防災計画には記載されているかなと思いますけれども、順番に申し上げますと、新田ふ るさと村の管理棟、そして越知谷アクティブセンター、神崎体育センター、神崎小学校、 神崎高校体育館、神河中学校、寺前小学校、旧南小田小学校体育館、長谷小学校、町民 体育館、センター長谷でございます。

申し訳ございません、先ほど申し上げたうちの指定避難所につきましては、越知谷アクティブセンターと神崎体育センター、神崎小学校、そして神河中学校と寺前小学校、そして長谷小学校と町民体育館、センター長谷の8か所となります。先ほど申し上げました新田ふるさと村、そして神崎高校の体育館と南小田小学校の体育館につきましては、指定の緊急避難所というところでございます。先ほどの11か所につきましても、指定緊急避難所も兼ねてございます。

緊急避難場所につきましては 4 5 か所ございまして、基本的には各集落の公民館が指定されております。そのほかにも大きな施設といいますか、ところで、天理教の大教会のところであるとか、そのようなところも指定がされてございます。

福祉避難所につきましては、うぐいす荘とあやめ苑、あとさくら介護センター、介護 老人保健施設かみかわとResortによんin神河、そして公立神崎総合病院の8か 所ということでございます。以上でございます。

- 〇議長(廣納 良幸君) 三谷議員。
- ○議員(2番 三谷 克巳君) ありがとうございます。先ほどそれぞれ緊急避難場所、それから指定避難所、それから福祉避難所と説明いただいたんですね。お尋ねしたいのが、新旧対照表の紙のほうでいいますと4ページですね。この中で、4ページの第7号で、今回、福祉施設の充実という項目の中で、新しく第7号が追加をされてます。この条文を読みますと、先ほど言いました8か所の指定避難所の中で、ライフラインの回復に時間がかかるとか、道路の途絶によって孤立が続く場所については、町としてはその適否を検討するということになってますわね。ですので、今言いましたように、8か所の中で行き止まりの集落等にあるとこについては当然この項目に当てはまってくると思うんですけど、ならば、今指定避難所をしてるところを適否を判断する中で指定を取り消すという、指定取り消すっていったらおかしいんだけど、指定をやめるというような解釈にこの文書では読めるんですが、実際には、現実問題としてどうしますかと言われたときに、神河町の地理的な条件いいますと指定避難所の指定をしないというわけには

いかんので、この適否の検討をするという項目の分の基本的な考え方を教えてほしいんです。

- ○議長(廣納 良幸君) 井出住民生活課防災特命参事。
- ○住民生活課副課長兼防災特命参事(井出 博君) 住民生活課、井出でございます。 ここに記載がございますのは、指定避難所ということでございます。指定避難所といいますと、一時的な緊急避難場所ではございませんので、長期的な避難を要する場合の避難先ということになってこようかなと思います。そういった場合におきましては、町の考え方としては、これだけありますけれども分散して避難していただくということではなくして、できるだけ固まったところに避難移動してもらって、例えば寺前地域であるとか、神崎小学校とか、そういった比較的利便性のところも配慮しまして、そういったところに移動していただくということを基本には考えております。しかしながら、町全域の災害ということもございますので、どうしてもそちらの避難先を使わないと駄目ということが発生するかもしれませんけれども、できるだけそういったライフライン等、こういった道路寸断であるとか孤立するというような事態が生じた場合には、もう何とか自衛隊等、そういったときにはそういった支援を頼んでということになるかなと思うんですけども、できるだけ分散ではなくて、集中的に管理できるような体制で避難していただくようなことを基本には考えてございます。以上です。
- ○議長(廣納 良幸君) 三谷議員。
- ○議員(2番 三谷 克巳君) 2番、三谷でございます。ということは、8か所の指定 避難所がありますが、災害の発生した状況に応じてそれぞれ避難所を活用していくとい う考え方が基本で、この8か所のうち、こういう条件があったから避難所としては指定 しないという考え方はないという、そのように理解しとってよろしいですかね。
- ○議長(廣納 良幸君) 井出住民生活課防災特命参事。
- ○住民生活課副課長兼防災特命参事(井出 博君) 住民生活課、井出でございます。 基本的にはどの避難所も指定しないという考え方はございません。全て指定避難所として、その状況に応じて、そちらで避難所を開設していくというような考え方を持っております。以上でございます。
- 〇議長(廣納 良幸君) ほかにございませんか。 澤田議員。
- ○議員(11番 澤田 俊一君) 11番、澤田です。今の三谷議員と少し関連するんですけども、緊急避難場所、指定避難所の説明を聞いてる中で、町が設置したり管理をしてる施設については初動の体制からの連絡とかっていうのは理解できるんですけども、県立の神崎高校ですね、昼間は連絡が取れると思うんですが、夜間については恐らく連絡が取れない状況であるのではないかと思うんですけども、その辺のところ、どのような連絡網を持っておられるのか、いち早く神崎高校がそういう避難所として使える状況が常にあるのかないのか、その辺のところを教えてください。

- ○議長(廣納 良幸君) 井出住民生活課防災特命参事。
- ○住民生活課副課長兼防災特命参事(井出 博君) 住民生活課、井出でございます。 おっしゃられるとおり、神崎高校につきましては、すぐに連絡を取るというところが少し困難な部分もございます。しかしながら、学校と調整をしまして、一番近くにお住まいの職員の先生に鍵をお預けになられるような形で、そちら、校長先生を通じてになるのか、直接その先生にという形になるのかという部分もありますけれども、そういったところで、できるだけお近くの職員さんに鍵を所持していただくというようなことも検討をしております。以上でございます。
- ○議長(廣納 良幸君) 澤田議員。
- ○議員(11番 澤田 俊一君) 検討ということで、災害、いつ起こるか分かりませんので、既にそういう連絡網がなかったらあかんと思うんですね。早急にお願いしたいと思います。

それと、前々から常任委員会等でもお尋ねしたり意見を言うてるんですけども、例えば自主防災の組織の編成が本計画の532ページにあります。今回改正ではないんですが、いわゆる自主防災の組織のブロックと消防組織のブロックが違う集落も従来からあって、それは今後改善すべきではないかということを前々から言うてるんですけども、今後の方向。このたび地域自治協議会という話も出てきました。やはり防災とか福祉、そういう部分と自主防と消防というのは切っても離せない状況かと思いますので、その辺の消防と自主防の組織の違いですね、その辺、今後どのように考えておられるか、お尋ねしたいと思います。

- ○議長(廣納 良幸君) 井出住民生活課防災特命参事。
- ○住民生活課副課長兼防災特命参事(井出 博君) 住民生活課、井出でございます。 おっしゃられるとおり、消防と自主防災とブロック的なところの違いはございます。これは過去に人数的なところでバランスを取ってきたというような経緯があるのかなというふうに思っておりますけれども、地域自治協議会とか、いろんな自主防災のブロックとかという部分で、統一させるほうが機動的、効率的っていう部分もございます。 消防に関しましては、そういった、今は組織的なところを見直しをして、今、ある意味、軌道に乗りかけているところかなというところもございます。そういった部分で、御指摘のところは十分こちらも承知しておりますので、検討課題ということで、先延ばしするつもりはございませんけれども、十分その部分はこちらも認識して考えていきたいというふうに思います。以上でございます。
- ○議長(廣納 良幸君) ほかにございませんか。 安部議員。
- ○議員(1番 安部 重助君) 安部です。先ほどからの関連なんですけども、この避難 所についてお聞きするんですけども、この学校とかは、もう恐らく役場、また教育委員 会の管轄になって、そう問題はないと思うんですけども、指定管理者が入っておる施設

があります。例えば新田ふるさと村であったり、またアクティブ、そしてまた南小田の 旧体育館ですね、現在の体育館ですか、その辺のとこの指定管理者との連携を取ってい かなあかんと思うんですけども、役場と、また指定管理者との間にそういう打合せ、そ ういう災害があったときには必ずここの施設を使わせていただきますよというような契 約ができておるのかどうか、これをお聞きいたします。

- ○議長(廣納 良幸君) 岡部総務課長。
- ○総務課長(岡部 成幸君) 総務課、岡部でございます。先ほどの安部議員の御質問でございますが、指定管理の施設について貸し出すことが決められているかという、契約上ですね、いうお問合せでございますが、そのように契約上させていただいておりますし、それから事業者さんのほうも、例えば南小田のによんさんの場合ですと、そこを貸し出すことを前提に、今後、体育館の修繕なんかもやらなあかんなというお話も今年もさせていただいたところですので、そのように御認識いただいて結構だと思っております。以上でございます。
- ○議長(廣納 良幸君) 安部議員。
- ○議員(1番 安部 重助君) 安部です。じゃあ、連絡体系ですね、お互いにそういう 非常があったときには、どこの課と、相手のどなたと打合せを、連携を取って進めてい くんだというようなこともしっかりできてますか。
- ○議長(廣納 良幸君) 岡部総務課長。
- 〇総務課長(岡部 成幸君) 総務課、岡部です。先ほどの部分につきまして、私申し上げた部分については、契約上のといいますかね、事業主様と神河町という、貸す側、貸していただく側との話の部分でございまして、そういうお互い認識をしているということでございますが、避難の場合の具体的な打合せ等につきましては、担当の住民生活課のほうが担当しておるものと思っております。以上でございます。
- ○議長(廣納 良幸君) 井出住民生活課防災特命参事。
- ○住民生活課副課長兼防災特命参事(井出 博君) 住民生活課、井出でございます。個別に、どういうんですかね、避難所に関しては、特にそういった民間の事業者さんが入ってらっしゃるところにつきましては、こちらと直接協議をしまして、鍵の関係であるとかについては、こちらで調整させていただくということになります。施設管理者も替わってるところもございますので、これにつきましては改めてこちらとしっかりと協議をしまして、すぐに対応できるような形を取っていきたいというふうに思います。以上でございます。
- ○議長(廣納 良幸君) ほかにございませんか。

[質疑なし]

○議長(廣納 良幸君) ないようでございます。質疑を終結します。 これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長(廣納 良幸君) ないようでございます。討論を終結します。

これより承認第3号を採決します。本案については、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長(廣納 良幸君) 起立全員であります。よって、承認第3号は、原案のとおり承認することに決定しました。

日程第3 承認第4号

〇議長(廣納 良幸君) 日程第3、承認第4号、神河町災害時受援計画の策定の件を議 題とします。

承認第4号に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長(山名 宗悟君) 承認第4号の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。本承認議案は、神河町災害時受援計画の策定の件でございます。本計画は、神河町地域防災計画に基づき策定しております。本町に災害救助法が適用されるような大規模な災害が発生した場合、膨大な災害対応業務とともに、優先して継続すべき通常業務の対応が必要となります。このような事態に備え、受援体制や支援を要する業務などを事前に、かつ具体的に定めておくことで、被災による行政機能の低下や、発災時の混乱期においてもちゅうちょなく早期の応援要請を行い、効果的な災害応急対策の遂行と、迅速かつ円滑な被災者支援の実現を目指すため、本計画を策定いたしたく、神河町議会基本条例第14条の規定に基づき、議会の承認を求めるものでございます。

なお、本計画につきましては、神河町防災会議委員の皆様に書面決議により御承認い ただいたものでございます。

以上が提案の理由並びに内容でございます。

詳細につきましては、住民生活課防災特命参事から御説明いたしますので、よろしく 御審議をお願いいたします。

○議長(廣納 良幸君) 詳細説明を求めます。

井出住民生活課防災特命参事。

○住民生活課副課長兼防災特命参事(井出 博君) 住民生活課、井出でございます。 それでは、承認第4号の詳細説明をいたします。

タブレット 3ページの目次を御覧ください。本計画につきましては、I 編、総則、II 編、人的支援受入れ計画、II 編、物的支援受入れ計画、4ページのIV 編、災害ボランティア受入れ計画、そして資料編、様式編、受援業務シート集による構成となっております。

タブレットの6ページ、第1節、計画の趣旨を御覧ください。ここでは、計画の目的 と計画の位置づけについて記載しております。東日本大震災や熊本地震などの過去の災 害では、被災自治体は応援を必要としたものの、目の前の業務に忙殺され、受入れ体制の調整や、外部からの応援を十分に活用できず、断らざるを得ない事態が発生しました。本町では、このような事態が発生しないよう、応援職員を迅速、的確に受け入れること、また、情報共有や各種調整を行うための体制と受援対象業務を明らかにすることなどを定め、災害からの早期復旧を図ることを目的として本計画を策定するものでございます。

また、計画の位置づけにございますように、本計画は神河町地域防災計画の下位計画 として位置づけ、令和2年3月に策定しました神河町業務継続計画を補完するものでご ざいます。

次に、8ページの第3節、計画の発動及び解除を御覧ください。ここでは、発動基準、 発動権限者、解除基準を定めておりまして、(1)に記載のとおり、地震時の場合と風水害 時の場合、それぞれで発動基準を設けております。また、(2)発動権限者では、第1順位 から第6順位までの代行責任者を定めております。

次に、9ページ、第2章、受援体制の整備を御覧ください。第1節、受援組織の設置 にございますように、庁内全体の受援担当者と各班の受援担当者に分類し、それぞれ各 班の責任者と担当者を定めております。

10ページの第2節、受援担当者の役割・事務分掌では各受援担当者の主な役割を、 11ページの第5節では応援要請別の費用負担の考え方について定めております。 次に、Ⅱ編、人的支援受入れ計画について御説明します。

14ページの第1章、人的支援の受入れを御覧ください。ここでは、協定締結団体や 県、自衛隊など、様々な機関からの人的支援を受けるまでの流れについて、町から応援 を要する場合と応援の申出がある場合の2つのパターンについてまとめておりまして、 15ページ、第2款には、それぞれの応援要請別の要請手順についてフロー図で示して おります。

16ページから21ページの第2節、人的支援の受入れ手順では、町から応援を要請する場合における応援要請から受援終了までの業務の流れと具体的な手順、22ページでは、本町からの応援要請に基づかない外部からの応援の申出がある場合について、庁内人員が不足する場合と人員が充足している場合のそれぞれの対応を整理しております。

次に、23ページの第3節、応援団体別の受入れ概要を御覧ください。ここでは、応援団体別の要請内容、要請手続、連絡先、受入れ場所等をまとめております。1、他市町村(相互応援協定)にございますように、人的支援・物的支援を併せた自治体間の包括的な相互応援協定を表に記載のとおり締結しております。協定内容は、災害時における応急対策及び応急復旧に必要な資機材、物資及び施設のあっせんまたは提供、必要な職員の派遣、被災者の受入れなどでございます。4番目にございます埼玉県神川町につきましては、当町と同じ「かみかわ」の町名ということで、平成27年10月に災害時相互応援協定を締結しております。その他の応援協定も含めまして、資料編の75ページから77ページに記載しております。

次に、29ページの第2章、受援業務を御覧ください。ここでは、受援業務の考え方を定めております。フロー図にございますように、災害時に発生する災害対策業務、また、通常業務のうち継続が必要となる優先継続業務について、町が対応可能な業務か、受援を要する業務であるかを選定するに当たり、ここに記載の2つの選定基準、多数の人員が必要となる業務、本町以外の職員で対応可能な業務により判断しまして選定することとしております。

次に、Ⅲ編、物的支援受入れ計画について御説明します。

3 2ページの第1章、救援物資の受入れを御覧ください。大規模災害が発生した場合には、本町の備蓄物資だけでは足りず、国・県・他市町及び民間企業等に発災後の時期に応じて、2、物資調達の全体像の(1)に記載のように、本町の備蓄物資の配布、そしてプッシュ型支援、プル型支援と、救援物資の調達方法は変化することとなります。

33ページにはプッシュ型支援とプル型支援、それぞれのメリット、デメリットなどの特徴をまとめております。

35ページの第3節を御覧いただきますと、表に記載のとおり、県指定の2か所の広域防災拠点を救援物資の受入れ拠点に、町指定防災拠点のうち2か所を物資の一時集積場所として、災害状況に応じて10か所のコミュニティ防災拠点を利用することとしております。

36ページの第2章、救援物資の受入れ手順を御覧ください。ここでは、備蓄物資の配布とプッシュ型支援、プル型支援の具体的な受入れ手順を示しております。A-1、備蓄物資の配布の(1)のとおり、まずはそれぞれの避難所に分散備蓄している物資を避難所に配布しまして、さらに物資が不足する場合には、避難所運営職員は、(2)から38ページの(4)までの流れで物資の必要数を把握した上で資材輸送班に備蓄物資の配布を依頼し、依頼を受けた資材輸送班は本部防災倉庫等の備蓄物資の仕分を行い、それぞれの避難所に配送いたします。また、避難が長期にわたるなどで備蓄物資に不足が生じる場合には、39ページからのA-2、救援物資受入れ拠点の開設にございますように、資材輸送班は物資供給計画により物的支援の必要性を判断し、35ページに記載しております救援物資受入れ拠点の被災状況や周辺の道路状況などを確認した上で救援物資受入れ拠点の開設を決定し、協定締結団体からプッシュ型またはプル型支援により物資を受け入れるという流れになります。

なお、プッシュ型支援の受入れから配布までの具体的な手順は43ページから45ページ、プル型支援の要請手順については46ページ、47ページを御覧ください。

また、48ページの第3章では、民間企業や個人等から義援金の募集方法や配分方法などについて記載しております。

なお、1行目に記載しておりますが、義援物資につきましては、東日本大震災時の教訓として、食料や衣類等を1つの箱に詰め込むなど小口での混載支援により、仕分に手間がかかるなど受入れ時に混乱が生じることから、原則受入れは行わないとしておりま

す。

次に、Ⅳ編、災害ボランティア受入れ計画でございます。

5 2 ページを御覧ください。第 5 節に記載しておりますように、災害ボランティアセンターの設置または廃止につきましては町災害対策本部で決定いたしますが、開設及び運営に関しては、神河町社会福祉協議会と災害ボランティアセンターの設置及び運営に関する協定を締結しております。

次に、54ページの第2章を御覧ください。第1節、災害ボランティアセンターの準備と支援の⑤にございますように、被災状況により当町で災害ボランティアセンターが設置・運営できない場合には、県やひょうごボランタリープラザに支援を要請することとなります。

57ページの第3章を御覧ください。災害ボランティアの応援要請は、第1節のフロー図で示しておりますように、各担当班から要援護者支援班を通して災害ボランティアセンターに要請するという流れとなります。また、第2節、災害ボランティアの受入れ手順では、ボランティアの応援要請、受援準備、そして、業務開始から完了までの具体的な受入れ手順を記載しております。

62ページからの資料編には、各課優先継続業務一覧を64ページから74ページ、 災害時の応援協定一覧を75ページから77ページ、そして、78ページから80ペー ジの第3章、受援業務一覧には災害対策業務と優先継続業務をまとめております。また、 95ページ以降の受援業務シートには、それぞれの受援業務の内容、応援要請先などの 詳細を記載しております。

なお、本計画につきましても、本定例会提案の神河町課設置条例の一部を改正する条例制定の件で御承認いただきました課名の変更もございますので、修正が必要な箇所が出てまいりましたら、その都度見直しを行うことといたします。

以上で神河町災害時受援計画の詳細説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくお願いをいたします。

〇議長(廣納 良幸君) 提案説明が終わりました。

承認第4号に対する質疑に入ります。質疑のある方。 澤田議員。

○議員(11番 澤田 俊一君) 11番、澤田です。このような大きな災害があったときに、こういう受援計画をつくらなあかんというのはよく理解できます。先ほどの説明でも、地域防災計画の下位の計画ということでこの計画が立てられたという説明も受けました。以前に策定された業務継続計画もあります。多くの計画が、それぞれ大きな柱、特に災害自体に対する計画、役場内の業務を継続していくための計画、外から大きな災害で支援を受けるための計画、大きなこの柱が3本あるわけですよね。

先ほどの特命参事の説明でも、例えば避難所で資材が必要になったときは資材輸送班 に頼むんやというような説明もあったんですけども、従来の防災計画の中での資材輸送 班の役割もあるわけです。災害の現場で必要なものを持っていかんとあかんという役割もあるやろうし、こういうふうに大規模になった場合に、そういう救援資材を運ぶという、そういう役割もあるやろうし、なんですね。そういうときに、もちろん大規模な災害になったときを想定してですけども、実際にどう動かしていくんやということは、さっき言うたように、現場対応に対する責任者、役場内の業務を最小限必要なものを継続していく責任者、外部からの支援を受けるための責任者、やっぱりそれぞれ司令塔がなかったら、1人では絶対こんなこと回されへんわけですわ。そういう今災害に対しての、本当に大規模な災害を想定したときのこの計画を回すための実際の運用ですね、運用をやっぱりまず定めなあかんと思うんですね。そこへの人員配置、そういう人員配置が出てくるところからやっぱり人が足りひんという話も出てくると思うんです。

そういう意味で、この計画はこの計画として、私は大事なことで、策定することについては何も異論はないですけども、実際、それぞれの計画をどう回していくんか、どう運用していくんか、司令塔はそれぞれ誰を充てていくんか。この計画では恐らく総務課というのは一番大きなキーで、この班も総務班になってますからそういう部分があると思うんですけども、やっぱり実際、それぞれ動かす運用の方法ですね、それをまた具体的に決めていただいて、職員の方々、十分配置をして、実際同じ班でもそれぞれ役割が違う、計画によって、その辺のところを一度整理をしてほしいなと思いますけども、いかがでしょうか。

- ○議長(廣納 良幸君) 井出住民生活課防災特命参事。
- ○住民生活課副課長兼防災特命参事(井出 博君) 住民生活課、井出でございます。 澤田議員のおっしゃられるようなこともこちらも十分把握をしておりまして、今年度、 そういった受援計画の策定と併せまして、職員の防災時の対応マニュアルというものも 策定をしてございます。神河町の職員の人数も限られている中で、まずどういった業務 をしていかないと駄目かなという部分につきましては、この防災対応マニュアルでまと めてございます。さらにニーズが不足するという部分につきましては、先ほどの受援計 画の人的支援という部分が絡んでくるかなと思います。どちらにしましても、こういっ た整理と庁舎内でのそういった対応の訓練等を踏まえて、新たな課題が見えてくるかな というふうに思っておりますので、そういったことも視野に入れながら今後訓練をして いきたいというふうに思っております。以上でございます。
- ○議長(廣納 良幸君) ほかにございませんか。安部議員。
- ○議員(1番 安部 重助君) 安部です。48ページの義援金の受入れ機関なんですけ ども、この四角に囲んでる中で、神河町商工会議所ということになっとんですけども、 これ、神河町の商工会の間違いじゃないかと思うんです。いかがでしょう。
- 〇議長(廣納 良幸君) 井出住民生活課防災特命参事。
- 〇住民生活課副課長兼防災特命参事(井出 博君) 住民生活課、井出でございます。

申し訳ございません。おっしゃられるとおり、こちらの誤りかなというふうに思います。 一応一通りきちんと確認した上で整理はさせていただいておりますけれども、先ほど御 説明しましたように、課の変更もございますので、併せてそういった部分も修正させて いただきます。申し訳ございません。よろしくお願いいたします。

- ○議長(廣納 良幸君) ほかにございませんか。小島議員。
- ○議員(6番 小島 義次君) 6番、小島です。たくさんの計画がありまして、この中では、主に3つに人的支援、物的支援と災害ボランティア受入れとありますけれども、これらの計画について、具体的にこの紙の上での計画はできるんですけども、それぞれの人の動きがどうなのかというところの、やはり訓練というですか、実施訓練といいますか、そんなんが具体的にどう動くかということを自分が知るためにそれは必要ではないかと思うんですけども、その計画に基づいた訓練等ですね、それはどのようにされようとしているのか、お伺いします。
- 〇議長(廣納 良幸君) 井出住民生活課防災特命参事。
- ○住民生活課副課長兼防災特命参事(井出 博君) 住民生活課、井出でございます。 この受援業務に関しましては、当然訓練等で確認が必要となりますけれども、今、現時点ではこういった受援に関する訓練という部分も考えなければならないんですけども、 実際の災害時の対応の訓練というのも並行して、そちらのほうがまず重要かなというふうにも考えておりまして、この受援に関する部分につきましては、あくまでもペーパーベースといいますか、こういった計画だけというところではございますけれども、常にどういった手順で実施していくべきなのかという部分につきましては、各担当班、各職員で情報共有しながら、そういった部分を含めた訓練、研修等を考えていきたいというふうに思います。以上でございます。
- ○議長(廣納 良幸君) ほかにございませんか。

[質疑なし]

○議長(廣納 良幸君) ないようでございます。質疑を終結します。 これより討論に入ります。討論ございませんか。

[討論なし]

○議長(廣納 良幸君) ないようでございます。討論を終結します。 これより承認第4号を採決します。本案については、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長(廣納 良幸君) 起立全員であります。よって、承認第4号は、原案のとおり承認することに決定しました。

日程第4 発委第2号

〇議長(廣納 良幸君) 日程第4、発委第2号、神河町議会委員会条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

提出者の説明を求めます。

議会運営委員会、安部重助委員長。

○議会運営委員会委員長(安部 重助君) 発委第2号、神河町議会委員会条例の一部を 改正する条例制定の件について、提案理由を御説明申し上げます。

今定例会において提案されました第4号議案、神河町課設置条例の一部を改正する条例制定により、神河町議会委員会条例第2条第3号中、産業建設常任委員会所管の課名、地域振興課を農林政策課に改正するものでございます。

施行日につきましては、令和4年4月1日としております。

以上、提案説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長(廣納 良幸君) 提案説明が終わりました。

発委第2号に対する質疑に入ります。質疑のある方。

[質疑なし]

○議長(廣納 良幸君) ないようでございます。質疑を終結します。御苦労さまでした。 これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長(廣納 良幸君) ないようでございます。討論を終結します。

これより発委第2号を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

〇議長(廣納 良幸君) 起立全員であります。よって、発委第2号は、原案のとおり可 決しました。

日程第5 各常任委員会、議会運営委員会所管事務調査の申し出について

○議長(廣納 良幸君) 日程第5、各常任委員会、議会運営委員会所管事務調査の申し 出についてを議題とします。

各常任委員会、議会運営委員会の所管事務について、会議規則第75条の規定により、 お手元に配付されていますとおり、閉会中の継続審査をしたい旨の申出がございます。

お諮りします。各常任委員長、議会運営委員長の申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

- ○議長(廣納 良幸君) 御異議ないものと認めます。よって、各常任委員長、議会運営 委員長の申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。
- ○議長(廣納 良幸君) 以上で本日の日程は全て終了しました。

お諮りします。今期定例会に付議された案件は全て議了いたしました。これで閉会したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(廣納 良幸君) 御異議ないものと認めます。

これをもちまして第106回神河町議会定例会を閉会いたします。

午前11時28分閉会

議長挨拶

○議長(廣納 良幸君) 閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

今次定例会は3月3日に開会され、本日までの22日間でございました。町長から提出されました議案は、諮問1件、条例の一部改正12件、町道路線の廃止及び認定各1件、補正予算11件、令和4年度神河町一般会計、特別会計、企業会計予算13件、また、本日最終日に、承認第3号、神河町地域防災計画の一部を改正する件、承認第4号、神河町災害時受援計画策定の件、発委第2号、神河町議会条例の一部を改正する条例制定の件が追加され、合計45件が提出されました。

第15号議案、神河町立学校通学費等の支給に関する条例の一部を改正する条例制定の件、第19号議案、令和3年度神河町一般会計補正予算(第8号)は、総務文教常任委員会に審査を付託し、それぞれ細部にわたり精力的に審査をしていただきました。また、令和4年度各会計予算については、議長を除く8名の予算特別委員会にそれぞれ審査を付託し、精力的に慎重審議をしていただきました。予算特別委員会委員からの質疑内容等を十分に受け止めていただき、住民の皆様に反映される、さらなる町民の皆様方の福祉の向上につなげていただく行財政改革を議員各位と町職員全員でつくり上げていきたいと思っております。

議員各位並びに町執行部におかれましては、終始真剣な議論を闘わせていただいた結果、町長から提出されました議案は全て承認、可決されました。議員各位の御精励と御協力に、また町執行部におかれましては、資料提出等、真摯に対応していただきましたことにお礼を申し上げます。審議の過程におきまして議論されました内容につきましては、十分に考慮され、今後の町財政執行に反映されるように望みます。

3月21日にまん延防止等措置が解除され、一応ピークを越えましたが、高齢者で持病をお持ちの方の死亡者が大幅に増加する傾向にありました。以前の感染の後遺症に苦しむ若者も多いとお聞きをいたします。今後においても新型コロナ感染症は変異を繰り返しながら続くとも言われております。我が町には公立神崎総合病院があり、中等症の患者様まで収容できます。安心して御相談いただければと思います。

3月22日には参議院で予算が可決され、神河町においても、本日、各予算が可決しました。ロシアがウクライナに武力侵攻し、それに対し、神河町議会としてロシアに対し、即時停戦、即時撤退を求める意見書をロシア大使館、領事館等に提出をいたしまし

た。

本日は、4年間の任期最後の本会議最終日でございます。平素より議会に対しまして 叱咤激励をいただきましたことに、この場をお借りいたしまして厚く御礼を申し上げる 次第でございます。誠にありがとうございました。

結びに、神河町のさらなる発展と皆様方の御健勝にての御活躍を御祈念申し上げまして、第106回神河町議会定例会閉会の挨拶とさせていただきます。皆さん、ありがとうございました。

町長挨拶

〇町長(山名 宗悟君) 第106回神河町議会定例会の閉会に当たり、議員各位に対しまして一言、お礼を兼ねまして御挨拶申し上げます。

去る3月3日から開会いたしました今定例会には、条例制定、改正ほか、令和3年度 各会計の補正予算、令和4年度各会計予算及び各計画策定、承認など、全ての案件につ きまして承認、可決賜り、誠にありがとうございました。

各議案審議において、議員各位より頂戴しました御意見、御提言につきまして、町執行部として真摯に受け止め、常に健全財政運営に心がけ、予算執行に当たってまいる所存でございます。

新年度におきましても、まずは3年目となりました新型コロナウイルス感染症の一日も早い終息を願い、国、県の施策に連動しながら、日常生活と経済活動の回復に主眼を置いた町政を推進してまいります。特にこれからの4年間は、さらに加速化する人口減少、地域創生と直面する課題への取組が欠かせません。町民の皆様の出番と役割、発揮による地域力向上が不可欠でございます。町政運営のキーワードを、継続、さらに発展とし、安全・安心がさらに広がるネットワークづくり、住んでよかったと思えるまち・ひとづくり、未来に希望が持てるまちづくりを柱に、地域住民の皆様と一緒になって神河町の元気づくりに取り組んでまいります。

そして、何といいましても、令和4年度においては、50年後の神河町の青写真づくり、神河将来ビジョンの策定を柱とし、引き続き地域創生総合戦略を中心とした最重点施策に積極的に取り組むとともに、財政課題である健全な財政運営の確立に配慮しながら、持続的発展を目標に町政運営に取り組んでまいります。

また、第2次神河町長期総合計画の基本構想の内容を踏まえて、安全・安心のまちづくり、交流から関係、そして定住、子育て環境の充実、山林農地の活用による雇用創出、公立神崎総合病院の健全経営の推進に引き続き取り組んでまいります。議員各位には引き続きの町政に対する御支援、御教授を心からお願いいたします。

ここで、令和 3 年度の特別交付税の交付額が決定しましたので報告します。決定額は 5 億 9,000万円でございます。前年度と比較して 4.2 %、 2,390万円の増額でございます。予算ベースでは、予算額 4 億 5,000万円に対して、1億 4,000万円の増額

になります。今年度の特別交付税については、12月交付分が対前年度比2.5%、273万円増額の1億1,061万円。主な要因が、産学金官ラウンドテーブルの推進、地籍調査事業の増額でございます。3月交付分が、対前年度比4.6%、2,117万円増額の4億7,939万円。地方バス、除雪などの経費の増嵩、特殊事情の協議において、病院運営や健康福祉課、病院を中心とした県と連携協力した新型コロナウイルス感染症対策の取組を考慮いただいた結果であり、あわせて、神河町の県政に対するあらゆる面での協力と、頑張っている兵庫県内で一番小さい神河町を応援していただいている結果でもあると考えております。現在の予算額との差額1億4,000万円につきましては、財政調整基金積立金の増額等の専決処分とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

さて、御在任中、多くの実績を残されました議員各位の任期もいよいよ間近になりました。皆様と議場でお目にかかることは、恐らく本日をもって今任期中最後となるのではないかと思います。議員各位には、この任期中の4年間、「ハートがふれあう住民自治のまち」「大好き!私たちの町 かみかわ」のまちづくりの実現に向けて、多大な御労苦があったことと存じます。改めまして議員各位に感謝申し上げます。

議員各位におかれましては、引き続き町議会に立候補予定、また御勇退される方もいらっしゃるように伺っております。引き続き御出馬になる方におかれましては、御健闘いただき、再びこの議場でお目にかかれますよう心からお待ち申し上げます。また、御勇退される議員におかれましては、御在任中と変わることなく、町政に対しまして、これまで同様、御指導、お力添え賜りますようお願いいたします。

さて、2月24日に始まったロシア軍によるウクライナ侵攻は今もなお続いています。3月20日までに349万人以上がウクライナから避難し、その半数近くが未成年者と言われています。一方で、戦禍に見舞われ、多くの貴い命が奪われ続けています。あわせて、日本においても、北方領土問題はじめ、様々な分野に影響が出てきております。日本を含む世界166か国、地域の8,000を超える加盟都市で構成され、我が神河町も加盟する平和首長会議を代表して、広島市長から3月16日、平和首長会議の全加盟都市全ての国連加盟国の代表部及び国連事務総長等に対して平和に向けた連帯を呼びかけ、今こそ核軍縮を進展させることの重要性と緊急性を強調する会長メッセージも送信されたところです。いずれにいたしましても、一日も早い、これ以上、犠牲者を出さない平和的解決を強く望むものでございます。

最後になりますが、21日、シーズンを終了しました、今年5シーズン目を迎えた峰山高原ホワイトピークは、雪にも恵まれ、過去最高の6万2,755人の入り込みとなり、コロナ禍の中ではありますが、大いににぎわいを見せました。そのほか、旧川上小学校跡地活用、株式会社BugMoと神戸情報大学院大学によるオープニングイベントは3月28日、旧越知谷小学校跡地活用、みどりのパーク、越知谷キャンプアグリビレッジオープニングセレモニーは4月3日などなど、いよいよ学校跡地活用事業が始まります。

これからの事業展開を大いに期待したいと思います。

来週には4月に入っていきますが、まだまだ寒暖の差が厳しくございます。くれぐれも健康に御留意いただき、御活躍されますことをお祈り申し上げまして、定例会閉会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。誠にありがとうございました。

午前11時43分